平成３０年（フ）第１号
香川県高松市栗林町２丁目20番６号　ハイツヴァレイ304、申立時の住所香川県高松市花ノ宮町１丁目１番37号
債務者　石川　和孝
1　決定年月日時　平成30年３月８日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成３０年（フ）第１９号
香川県綾歌郡綾川町畑田346番地、住民票上の住所香川県綾歌郡綾川町北1370番地
債務者　畑　奈緒子（旧姓井上）
1　決定年月日時　平成30年３月８日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成３０年（フ）第９号
愛媛県四国中央市土居町野田乙340番地、前住所愛媛県四国中央市金生町山田井42番地２
債務者　田口　千恵
1　決定年月日時　平成30年３月８日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで
松山地方裁判所西条支部

平成３０年（フ）第１０号
愛媛県四国中央市豊岡町大町247番地１　コーポ進藤６号
債務者　河端江利香
1　決定年月日時　平成30年３月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで
松山地方裁判所西条支部

平成３０年（フ）第１４号
愛媛県今治市阿方甲525番地１　阿方第２団地Ｂ１―104号、前住所愛媛県今治市北日吉町１丁目９番39号
債務者　藤井キヨ子
1　決定年月日時　平成30年３月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで
松山地方裁判所今治支部

平成３０年（フ）第３３号
宮崎県東諸県郡綾町大字南俣615番地　ケアハウスうるおいの里
債務者　外村多津子
1　決定年月日時　平成30年３月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成３０年（フ）第２５号
宮崎県北諸県郡三股町稗田17番地12　セジュールカミムラ102号
債務者　泉　　理恵
1　決定年月日時　平成30年３月８日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成３０年（フ）第２６号
宮崎県都城市立野町3766番地３　ガーデンコート立野307号
債務者　日高　寿子
1　決定年月日時　平成30年３月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成３０年（フ）第５６号
鹿児島県鹿児島市上之園町21番地７　湖城ビル601号
債務者　中﨑　浩一
1　決定年月日時　平成30年３月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成３０年（フ）第６３号
鹿児島県鹿児島市新照院町２番10―403号
債務者　青山　忠司
1　決定年月日時　平成30年３月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成３０年（フ）第４２号
沖縄県那覇市小禄５丁目８番地３　サンハイム上原301
債務者　上地　遥奈
1　決定年月日時　平成30年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成３０年（フ）第５号
沖縄県国頭郡今帰仁村字謝名161番地　仲原荘105号
債務者　與那嶺美智子
1　決定年月日時　平成30年３月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで
那覇地方裁判所名護支部

平成３０年（フ）第２号
北海道滝川市黄金町東１丁目14番12号
債務者　大西　由佳
1　決定年月日時　平成30年３月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月８日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成３０年（フ）第２２号
北海道小樽市幸２丁目15番３号、前住所北海道小樽市高島５丁目９番212号
債務者　阿部　　豊
1　決定年月日時　平成30年３月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月８日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２９年（フ）第１３７６号
京都市中京区壬生東大竹町11―１　朝日プラザ三条口１階109号室、住民票上の住所京都市左京区田中南西浦町82番地10
債務者　出口　博久
1　決定年月日時　平成30年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月８日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成３０年（フ）第５７号
京都市山科区北花山西ノ野町３番地１　ビューハイツ京都山科311号
債務者　鈴木　朱美
1　決定年月日時　平成30年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月８日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係